

東海第二原子力発電所の住民理解のない再稼働を認めないことを求める意見書

東海第二原子力発電所は、国内初の大型原子力発電所として1978年11月に営業運転を開始し、東京電力と東北電力に売電をしてきたが、2011年3月に発生した東日本大震災による津波により3台ある非常用電源のうち1台がとまり、現在運転を停止しているところである。

政府は、福島第一原子力発電所の事故の後、運転から40年を超えた原発は原則廃炉とし、あわせて原子力規制委員会の審査と地元自治体の同意が得られれば、一度に限り最長20年の運転延長ができるとした。

そうした状況の中、昨年11月24日、東海第二原子力発電所の運営主体である日本原子力発電株式会社は、原子力規制委員会に対し運転延長申請を行ったところである。

しかしながら、本市を含む14市町村が存在する緊急防護措置を準備する区域（UPZ）において、実効性の伴う広域避難計画の策定も十分とは言えず、現時点で住民理解が得られるものではない。そういう状況下、再稼働を前提とした運転延長を認めることはできない。

よって、国及び茨城県においては、市民が安心して暮らし続けられる生活環境を維持するため、下記の事項について特段の取り組みを図るよう強く要望する。

記

- 1 住民理解のない再稼働については認めないこと。
- 2 原子力に依存しない社会の移行を目指し、代替エネルギーの確保と、再生可能エネルギー等の新エネルギー導入促進をさらに進めること。
- 3 原子力防災情報伝達体制や避難道路等の整備を充足させ、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）における実効性のある避難体制の確立を早急に完成させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月19日

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
経済産業大臣 宛て（各通）
環境大臣
内閣官房長官
衆参両院議長
茨城県知事

水戸市議会議長 田口米蔵

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディキャップのある方が周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成、配布を開始した東京都を初め、導入を検討、開始している自治体がふえている。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格(JIS)として制定され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持、携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また、公共交通機関へのヘルプマークの導入など、課題も浮き彫りになってきているところである。

よって、政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 心のバリアフリー推進事業など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取り組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など、自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月19日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
国土交通大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 田口米蔵

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は、平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者は約2万5,000人であり、このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6,475人と報告されている。

これまで、平成10年の国連の自由権規約委員会や、平成28年の国連の女子差別撤廃委員会から優生手術の被害者に対する補償措置等を求める勧告が出されてきたが、国は何ら対応せず、優生手術の被害者は放置されたままだった。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題である。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは被害者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者の高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

よって、政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、都道府県の所有する優生保護審査会の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。あわせて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 全都道府県での相談窓口設置を行うなど、優生手術の被害者に寄り添う対応を強化すること。
- 4 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月19日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
内閣官房長官
衆参両院議長

水戸市議会議長 田 口 米 蔵

日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書

日本年金機構がデータ入力を委託した株式会社SAY企画の入力漏れと入力誤りにより、本年2月支払い時の源泉徴収税額に誤りが発生した。しかも、当事業者は契約違反である再委託まで行っていた。日本年金機構は平成27年5月にもサイバー攻撃を受けて個人情報の流出問題を起こしている。

莫大な個人情報を管理する機関が二度にわたって情報流出を引き起こしたことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題である。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構は、信頼回復のために情報セキュリティ対策を抜本的に見直すべきである。

よって、政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 外部有識者の調査組織により本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。
- 2 委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。
- 3 日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護のあり方を再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月19日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
衆参両院議長

水戸市議会議長 田 口 米 蔵

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大し、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障の圧縮や公的サービスの産業化など、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が進められている。本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、来年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入、歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援制度、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模や事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止、縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 地域間の財源偏在性を是正するため、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止や減税を検討する際には、地方自治体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 5 地方交付税の財源保障機能や財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要を把握し、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

6 地方自治体の基金残高を地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月19日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
厚生労働大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 田口米蔵